

NPO 法人のご案内

NPO 法人になるための要件と申請概略

文京区区民部区民課 TEL 5 8 0 3 - 1 1 6 7

NPO と特定非営利活動促進法（NPO 法）

NPO（Non-profit Organization）とは、民間の非営利組織のことで、福祉や環境、国際協力、人権問題などの社会的な課題に、主体的、継続的に取り組んでいる団体を指します。

かつては、こうした民間の非営利活動団体（NPO）の多くは、法律上の権利能力を認められない、いわゆる任意団体として活動していましたが、「特定非営利活動促進法」（NPO 法）が平成 10 年 12 月 1 日に施行されたことにより、NPO は法人格を取得できるようになりました。

なお、特定非営利活動法人（NPO 法人）になると下表のようなメリットがありますが、その代わりに義務も生じることとなります。

法人格の取得は、団体の目的を達成するための手段の一つであり、その有無にかかわらず、任意にボランティア団体や NPO を結成し、自由に活動を行うこともできます。

| | |
|--------------|--|
| メリ ツ ト | <ul style="list-style-type: none">○法人名で不動産登記ができます。○銀行の口座を法人名で開設できます。○契約を法人名で締結できます。○社会的信用の向上につながります。 |
| 義 務 | <ul style="list-style-type: none">○法人の運営や活動について情報公開しなければなりません。○法人として税務申告義務があります。○法に沿った法人運営をしなければなりません。 |
| 罰 則 | <ul style="list-style-type: none">○類の提出を怠った場合には、過料などの行政処分の対象となります。 |
| 解 散 | <ul style="list-style-type: none">○法に定める事由により解散します。○残余財産は、法に定められた者に帰属します。○設立認証の取消処分時に役員だった方は、2 年間、NPO 法人の役員になれません。 |

関連用語集

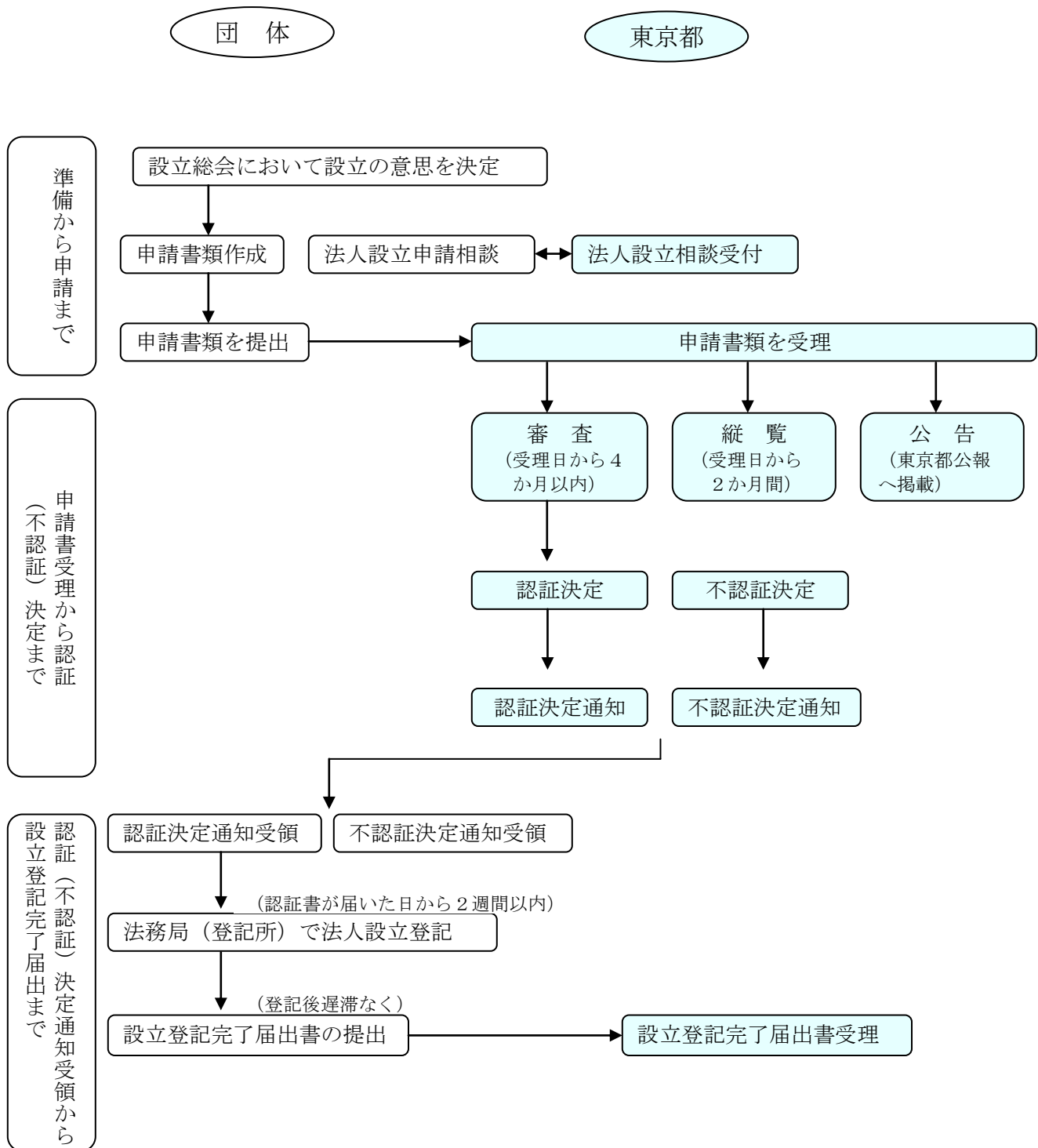
- ◎非営利… 利益を上げてはいけないという意味ではなく、利益があっても構成員で配分せずに団体の活動資金に充てること。
- ◎ボランティア団体… 社会的課題の解決に向けて、自己責任の範囲内で自発的に活動する個人のが集合する任意団体
- ◎NGO（Non-Governmental Organization）… 非政府組織のこと。国際会議などで民間団体を政府と区別する場合に使われている。民間の非営利組織であることは NPO と同じで、法人格は NPO 法人として取得できる。国際的に活動する NPO を NGO と呼ぶことが多い。
- ◎認定 NPO 法人… NPO 法人のうち、一定の基準を満たすものとして所轄庁の認定を受けた法人。その団体への寄付者が寄付金控除等税の優遇措置を受けることができる。

NPO法人要件チェックリスト

NPO法人となるためには、下記の要件をすべて満たしていなければなりません。

| 法人の要件 | | チェック欄 |
|-------|---|-------|
| 1 | その主な活動は、特定非営利活動方針促進法第2条第1項別表に掲げる20の分野のいずれかに該当しています。 ①保健、医療又は福祉の増進 ②社会教育の推進 ③まちづくりの推進 ④観光の振興 ⑤農村漁村又は中山間地域の振興 ⑥学術、文化、芸術又はスポーツの振興 ⑦環境の保全 ⑧災害救援活動 ⑨地域安全活動 ⑩人権の擁護又は平和の推進 ⑪国際協力 ⑫男女共同参画社会の形成の促進 ⑬子どもの健全育成 ⑭情報化社会の発展 ⑮科学技術の振興 ⑯経済活動の活性化 ⑰職業能力の開発又は雇用機会の拡充支援 ⑱消費者の保護 ⑲①～⑱に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 ⑳①～⑱に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動 | |
| 2 | その活動は、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを主な目的としています。 | |
| 3 | 営利を目的としていません。 | |
| 4 | 宗教活動や政治活動を主な目的とはしていません。 | |
| 5 | 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦、支持、反対することを目的とはしていません。 | |
| 6 | 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として事業を行いません。 | |
| 7 | 特定の政党のために利用しません。 | |
| 8 | 特定非営利活動に係る事業に支障が生じるほど「その他の事業」を行いません。「その他の事業」を行った場合には、その収益は特定非営利活動に係る事業に充てます。 | |
| 9 | 暴力団、暴力団又は暴力団の構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でもありません。 | |
| 10 | 社員(総会で議決権を有する者)の資格の得喪について、不当な条件はつけていません。 | |
| 11 | 社員が10人以上います。 | |
| 12 | 役員(理事・監事)総数のうち報酬を受ける者の数は1/3以下です。 | |
| 13 | 役員として、理事3人以上、監事1人以上を置いています。 | |
| 14 | 役員は、成年被後見人又は被保佐人など、法第20条に規定する欠格事由に該当していません。 | |
| 15 | 各役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族は2人以上いません。また、各役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族の数は、役員総数の1/3を超えていません。 | |
| 16 | 会計は、法第27条に規定する会計の原則に従って行います。 | |

法人設立認証手続きの流れ (東京都ホームページより転載 <http://www.npo.metro.tokyo.jp/>)



主な手続きについて

| | |
|--------|--|
| 所轄庁 | 事務所の所在地により決まります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2以上の都道府県の区域に事務所を有する場合…主たる事務所の都道府県 ・ 主たる事務所が1の政令指定都市の区域内のみに所在する場合…当該政令指定都市 ・ 1つの都道府県の区域のみに事務所がある場合…事務所が所在する都道府県 (例) 東京都内に事務所がある団体…東京都 |
| 設立認証申請 | 特定非営利活動法人を設立するためには、法令に定められた書類を添付して、所轄庁に法人設立の認証を申請する必要があります。以下のホームページから、書式をダウンロードすることができます。 ○東京都（生活文化スポーツ局） ホームページ http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/index4.htm ○内閣府（国民生活局）ホームページ http://www.npo-homepage.go.jp/ |
| 登記 | 認証された場合、申請した団体は、2週間以内に法務局において設立の登記をする必要があります。この登記によってはじめて法人となります。なお、登記完了後速やかに、所轄庁へ登記完了届書を提出します。 |

設立認証申請時に提出する書類の一覧

設立の認証申請に際しては、以下の書類が必要となります。

| No. | 書類の種類 | No. | 書類の種類 |
|-----|---------------------------|-----|------------------------|
| 1 | 設立認証申請書 | 7 | 確認書 |
| 2 | 定款 | 8 | 設立趣旨書 |
| 3 | 役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿 | 9 | 設立についての意思の決定を証する議事録 |
| 4 | 各役員の就任承諾書及び宣誓書の写し(謄本) | 10 | 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書 |
| 5 | 各役員の住所又は居所を証する書面（住民票等の写し） | 11 | 設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書 |
| 6 | 社員のうち10人以上の者の名簿 | | |

東京都の窓口

NPO法人設立に関するご相談はこちら

●東京都生活文化局都民生活部地域活動推進課NPO法人係

(新宿区西新宿2-8-1) 03-5388-3095

文京区区民部区民課協働推進担当
〒112-8555文京区春日1-16-21
TEL:03-5803-1167
FAX:03-5803-1340